

相愛大学と大阪公立大学医学部附属病院との
相互連携に関する協定書

学校法人相愛学園相愛大学（以下「相愛大学」という。）と公立大学法人大阪公立大学医学部附属病院（以下「大阪公立大学医学部附属病院」という。）は、つぎのとおり相互連携に関する協定を締結する。

（趣旨）

相愛大学は永年の伝統と歴史を誇る音楽学部を始め、人文学部、人間発達学部を有し、浄土真宗の教えにもとづき情操豊かで社会の発展に寄与できる人材育成を目指して発展を遂げてきた。また近年、地域社会との積極的交流のなかで、専門的支援を担う有為な人材を育成すべく社会貢献事業に積極的に取り組んでいる。

一方、大阪公立大学医学部附属病院は大阪市の基幹病院として最新の設備、医療機器を備え、先進医療を提供するとともに優れた医師の養成と先端医療の研究開発を行う我が国有数の大学病院としてその体制を整え、多様化する医学・医療に対応している。今後も患者さまのご期待に添える治療あるいは先進医療をさらに発展させるとともに、診療・教育・研究体制の抜本的な改革に積極的に取り組んでいる。

今回、両者は相互の特色を生かしながら連携事業を実施することにより、より豊かな社会的使命の達成に寄与するとともに、それぞれが地域社会に大きく貢献できるという基本認識を共有するに至り、以下の目的のもとに諸事業を行うこととする。

（目的）

第1条 この協定は、相愛大学と大阪公立大学医学部附属病院が相互の密接な協力と連携により、医療・教育・健康・福祉等にかかわる地域の課題に迅速かつ適切に対応し、心身共に豊かで活力のある地域社会の形成・発展に寄与することを目的とする。

（連携事業）

第2条 前条の目的を達成するため、相愛大学と大阪公立大学医学部附属病院は相協力して具体的な連携事業に取り組むものとし、その内容は別途協議のうえ、定めるものとする。

（連絡調整）

第3条 相愛大学と大阪公立大学医学部附属病院はこの協定による連携を円滑かつ効果的に進めるため、必要に応じ連絡調整を行うこととする。

（連携期間）

第4条 本協定の有効期間は締結の日から3年とする。ただし、本協定による有効期間満了の日の30日前までに、双方いずれかが終結を申し出ない場合は、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第5条 この協定に定めのない事項については、相愛大学と大阪公立大学医学部附属病院が別途協議し決定する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、それぞれ署名のうえ、双方、各1通を保持することとする。

令和4年10月1日

学校法人相愛学園

相愛大学学長

釋 徹宗

公立大学法人大阪

大阪公立大学医学部附属病院長

中村 尊亮